



令和6年度

金山町保育料負担軽減給付金支給事業について



本事業は、国の教育・保育無償化に加え、保護者の経済的負担軽減を図ることで、若い世代が安心して子どもを産み、子育てができる環境づくりに資することを目的とし、3歳未満の児童であっても一部対象世帯の保育料を実質無償とする 山形県と金山町の連携による子育て支援事業です

1. 支給対象者

金山町に住所があり、次に該当するお子さんを養育する保護者

- ・認定こども園や認可外保育施設等を利用している0～2歳児クラスのお子さんで、かつ、保護者等の市町村民税所得割課税額が97,000円未満世帯のお子さん
※保育料は原則4月と9月に算定しております。

2. 支給内容

他から受ける各補助金等の額を差し引いた後の額が支給され、該当する保育料は実質無償となります。

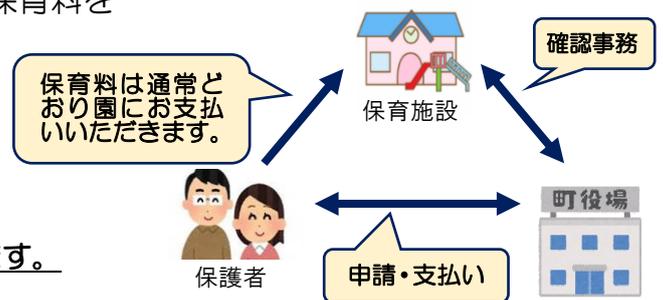
- ◇ 保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用している場合にあっては、金山町が定める利用者負担額(保育料)の第3階層～第6階層までに該当する額のうち、保護者の実負担額分
- ◇ 届出保育施設等を利用している場合にあっては、施設等が定める保育料のうち、保護者の実負担額分
- ◇ 対象となる保育料は、令和6年4月分～令和7年3月分の保育料です。
※同居世帯状況の変更により、年度途中で保育料額が変わる場合があります。
(例：4月～8月分の保育料軽減が該当しても、9月分から該当しない場合があります)

《支給までの流れ》

保護者の方は、これまでどおり保育施設に保育料をお支払いいただき、後日、町から償還払いで支給されます。

申請により指定された保護者の口座に振込みとなります。

※支給内容については、別途対象の方に通知します。



3. 申請方法

給付を受けるには下記のお手続きが必要です。

- 提出書類
- ・金山町保育料負担軽減給付金支給申請書(様式第1号)
 - ・保育料納入証明書等ほか書類(届出保育施設等利用の場合のみ)
- 提出先 役場健康福祉課 子育て支援室 窓口

☎ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい
(担当) 役場健康福祉課 子育て支援室 TEL 29-5622 (直通)

